

公益財団法人日本アレルギー協会賛助会員規程

(目的)

第1条 当協会は、法人の円滑な運営のため、賛助会員を設ける。

(会員の基準)

第2条 当協会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入して、協会の円滑な運営に協力する企業をいう。

(会費の額)

第3条 年会費は4月から翌年3月までを有効期限とする。

2 会費は1口100,000円とする。

(会費)

第4条 賛助会員は、その年度内に所定の会費を納入する。

2 受取賛助会費は、原則として協会の管理費に使用するが、公益目的事業として使用することもできる。

(会員の特典)

第5条 賛助会員には以下の特典がある。

- (1) アレルギー研修会に出席できる。
- (2) 機関誌「アレルギーア」および機関紙「info Allergy」の配布を受けられる。
- (3) ホームページに賛助会員として名前が連ねられる。

(入会)

第6条 新たに賛助会員になろうとする者は入会申込書を提出する。

(退会)

第7条 賛助会員を退会する者は任意の様式により退会届を提出する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の承認を要する。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人日本アレルギー協会として登記した日（平成22年9月1日）から施行する。
- 2 平成22年11月12日一部改正